

5 多彩な学習機会の提供と創造

取組方針

市民が生きがいのある心豊かな生活を送れるよう、乳幼児期から高齢期まで各ライフステージの特徴に応じた学習機会の充実を図るとともに、その成果を地域に活かすことができる環境を整えます。

また、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、市民と協働による家庭教育支援を強化します。

(1) 生涯学習関連施設の機能充実

図書館等の資料の充実やサービス向上、博物館の運営や活動の充実と向上など、生涯学習施設としての機能の充実を図ります。

①図書館の利用促進と機能充実

心の豊かさや生きがいのための学習、新たな知識や技術の習得など、学習への市民のニーズは多種多様になってきており、市民の生活向上や自己の充実・啓発のため、各種生涯学習関係機関との連携の必要性が増してきている。

そこで、市立図書館、熊本博物館等の施設を活用し、市民のニーズに対応した多種多様な学習機会を提供し、学習の成果を豊かな地域づくりに生かせるシステムの構築を推進する。

■第四次熊本市子ども読書活動推進計画

「子どもの読書活動推進に関する法律」に基づき、令和2年度から今後5年間にわたる子どもの読書推進施策の基本方針と具体的な方策を策定。子どもたち自身が多くの本に出会い、読書のおもしろさ、すばらしさを発見できる環境を作るために、以下の基本方針を掲げ、成果指標を設定し、子どもの読書活動を推進します。

基本方針	主な取組
家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館図書室への団体貸出 ・図書館を活用した調べる学習の取組 ・学校へ行くことが困難な子どもたちへの取組
学校図書館と市立図書館等の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる情報共有（調べる学習の推進等） ・電子書籍コンテンツの充実 ・学校での授業支援を目的とした電子書籍の活用
市民協働による子どもの読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアとの協働による取組 ・おはなし会等で活用できる資料等の貸出 ・各種団体等への貸出
子どもの読書活動の広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種広報等による情報提供 ・職場体験受入等による取組 ・童話発表コンクール等の啓発事業の実施

成果指標		(R1) 基準値	(R6) 目標値
「本を読むのが好き」と答えた子どもの割合	小学生	88.5%	90.0%
	中学生	74.2%	80.0%
1か月間に1冊以上の本を読んだ子どもの割合	小学生	98.2%	99.0%
	中学生	80.5%	85.0%
児童書の貸出冊数		1,274,630冊	1,300,000冊

■子どもの読書環境の整備

子どもの「読書離れ」が指摘される中、平成14年度から市立図書館及び16の公民館等図書室と学校図書館で使うことが出来る図書（共通）利用カードの運用を始めたほか、16年度からは図書館の物流システムを開始するなど、学校図書館と連携した読書環境の整備を進めている。

この他、乳幼児向けの良書を紹介した冊子「このほんよんで」の配布及び掲載図書を子育て支援センター等に配置し、また、小学校低学年向けの良書を紹介した冊子「としょかんへおいでよ」の小学校1年生への配布及び掲載図書セットの学校への貸出並びに小学校中高学年及び中学生向けの良書を紹介したリーフレットの配布及び掲載図書セットの貸出を開始した。

更に、令和2年度から、図書（共通）利用カードで電子書籍の貸出しが受けられるように制度を改めるなど、子どもの読書環境の整備に努めている。

■ボランティアの育成

ボランティア活動に必要な基礎知識や技能、技術の習得のための講座を開催している。

コース名	学習内容	日時	場所	受講者数
読み聞かせ入門講座	地域等における子ども読書活動推進のため、絵本の選び方や持ち方など、読み聞かせの基礎知識について学ぶ講座	5/23～6/27 6回シリーズ 木曜日 10:00～12:00	市立図書館	20
学校ボランティアのための読み聞かせ講座		7/4 木曜日 10:00～12:00		30
紙芝居の演じ方講座	紙芝居の抜き差しや発声など、紙芝居を演じるための基礎知識・方法等について学ぶ講座	11/4～11/28 3回シリーズ 木曜日 10:00～12:00		10

※コース名、学習内容等については、令和元年度の実績

■図書館資料の充実

○資料の選択・収集

一般書、児童書、参考資料、郷土・行政資料などの各分野の基本資料の収集はもとより、市民の要望や社会の要請、地域の実情等を反映できるよう各図書館・図書室等の機能及び利用傾向を考慮しそれぞれの特性に応じた蔵書構成の充実を目指し収集している。

○資料の整理

閲覧室の開架は資料更新による新鮮度維持に努め、複本整理などにより除籍した資料はリサイクル図書として無償配布し、市民の読書活動に活用されている。また、資料の所在の把握と資料データの正確性を確認するための蔵書点検は毎年実施して資料の整理に努めている。

○資料の保存・継承

郷土、歴史、芸術、科学技術などの記録・資料は、後世に伝えて新しい文化の創造の糧にしていく役割があるとの観点から、資料の保存、継承に努めている。

■電子図書館の充実

読書環境の変化や小中学校のICT化、合理的配慮が必要な方への対応等のため、電子図書館サービスを実施している。いつでも図書館に来館することなく読書に親しむことが出来るため、コロナ禍でも、安心して読書できる場を提供している。また、令和2年5月から小中学生向け図書利用カードを電子図書館で使えるよう、制度を改めた。

■図書館サービスの拡充・強化

○視聴覚及び館外サービス

図書、雑誌、視聴覚資料を収集、整備して市民の利用に供しているほか、視聴覚資料の社会教育団体等への団体貸出、移動図書館による巡回貸出、学校・地域等への図書の団体貸出を行っている。また、植木図書館、城南図書館、とみあい図書館、くまもと森都心プラザ図書館、15カ所の公民館図書室や男女共同参画センターはあもにい、議会図書室とネットワークを組み、どこの図書館（室）でも貸出し、返却、予約図書の受取りなどができるサービスを実施している。

○資料・情報提供サービスの充実

図書館ホームページの開設やインターネットを活用した図書の検索、貸出予約、Webレファレンス事例集及びSDI（キーワードを登録するとその資料の最新情報をメールでお知らせする）、BDS（図書盗難防止装置）の設置、子どもカウンターの設置等、サービスの拡充に努めている。

○利用者対象別サービスの充実

障がい者に対する図書の郵送貸出や対面朗読サービスの提供、高齢者に対する大活字本などの充実、外国人に対する案内板の英語併記や一般閲覧室と児童室への外国語コーナーの設置等に取り組んでいる。

○多様な学習機会の提供

市民の自主的、自発的な学習活動を支援するため、読み聞かせ入門講座・赤ちゃんとパパママのための絵本教室など自主事業を開催し、多様な学習機会の提供に努めている。

(令和元年度自主事業)

自主事業の内容	開催回数
読書啓発事業（おはなし会、紙芝居、人形劇、ビブリオバトル等）	146 回
日曜映画会、子ども映画会、春・夏の子 ども映画会・秋まつり映画会	52 回
図書展	26 回
童話コンクール	1 回
読書週間行事 （子ども読書週間・秋の読書週間）	3 回
ボランティア養成講座	3 講座
リサイクル図書配布 （リサイクル図書配布開催 10/26・10/27）	通年
講座・キッチントーク・ビブリオトー ク 10/18・10/19	3 回
講演会（夏の平和展）	1 回



■ 県市図書館連携貸出サービスの実施

○ サービス内容

インターネットで熊本県立図書館の蔵書を検索して、貸出予約を申込み、その資料を熊本市の図書館・公民館図書室等（計 22 館）で受取・返却することができる。
資料の予約及び貸出点数は、それぞれ一人 10 点まで。
貸出期間は、3 週間（配送期間を含む。）

○ 事前に用意するもの

熊本県立図書館貸出カード

■ 推進体制の充実

○ 広報活動の充実

市民の図書館に対する理解と関心を高め、新たな利用者の拡大を図るため広報誌等の定期的な刊行や図書館ホームページの内容拡充、地域情報誌による図書館活動 PR、SNS を活用した情報発信などの広報活動の強化、情報提供機能や内容の充実に努めている。

○ 推進組織の充実

予算とサービス、施設管理等を行う総務班、企画・調整等を行う企画班、市全体の図書資料の選書等を行う図書資料管理班、館内・館外サービス等を行う総合サービス班の 4 班体制により、図書館業務の効率化と市民サービスの向上に努めている。

■ 連携中枢都市圏構想に伴う図書館の相互利用

○ 事業内容

平成 28 年 3 月に締結した「連携中枢都市圏の形成に係る連携協約」に基づき、熊本市と近隣

市町村が相互の住民に対する図書資料の貸出等のサービスを実施している。

○相互利用を実施している近隣市町村

菊池市、宇土市、玉東町、大津町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、甲佐町、山都町

②熊本博物館の利用促進と機能充実

展示活動、教育普及活動、資料の収集保存及び調査研究、プラネタリウムの投映等を行い、市民の利用に供している。

平成30年12月、展示物や展示手法を一新したリニューアルオープン後は、より多くの来館者に熊本の歴史や自然のすばらしさを実感していただけるよう、新設された特別展示室（1・2・3）、講堂、実験・工作室等を活用した魅力ある展示会や講座・教室の開催、学校教育支援及び生涯学習の場の提供に努めている。また、子どもたちの体験活動を重視し、ものづくりの楽しさや喜びを体感できる機会を充実させるとともに、市民の問い合わせに応じて相談業務なども行っている。

■プラネタリウム

一般投映、学習投映、幼児・家族向け投映などを行うほか、ドーム内施設を利用した講演会やロケットの打ち上げパブリックビューイング等も実施。

- ・規 模 ドーム直径16m 180席
- ・機器構成 光学式投映機
 全天デジタル映像システム



■子ども科学・ものづくり教室等

楽しく活動しながら科学の不思議にふれ、「実験や科学工作（ものづくり）」等の体験ができる場を提供する目的で、学校休業日などに「子ども科学・ものづくり教室」を実施している。平成27年7月からの全館休館中は塚原歴史民俗資料館等で教室を継続し、平成30年12月1日のリニューアルオープン後は当館「実験・工作室」及び「講堂」をメイン会場として実施している。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
子ども科学・ものづくり教室 参加者数	823人	530人	901人	1,432人	2,067人

(※28年度は熊本地震の影響で会場が使用できない時期が生じ、開催回数減。)

<令和元年度 各種講座・教室及び講演会など（例）>

	行 事 名	内 容
講 座 な ど	指導者講習会・研修会	教師を対象にした理科の実験事故防止講習会など
	特別展「世界の昆虫」関連講演	昆虫写真家：栗林氏によるトークショー「小さな生命を撮る」
	人工衛星つばめ宇宙教室	人工衛星つばめのミッション（JAXA、JR九州と共同企画）



【理科実験・事故防止講習会】



【講演後の栗林氏（動物分野）】



【宇宙教室ポスター（天文分野）】

■特別展

- 「世界の昆虫」：当館に寄贈されたもの、世界各地の貴重で珍しい昆虫標本などを紹介。昆虫写真家・栗林慧氏による写真や撮影機材・カメラ等も併せて展示。
- 熊本城特別公開記念「追憶の熊本―画家・甲斐青萍が描いた熊本城下の記憶―」：旧制・熊本中学校の美術教員を務めた日本画家・甲斐青萍が描いた熊本城下の街並図や風俗図等を展示。

■企画展示会（展示会名のみ記載）

- 「きらめく！大名道具 ―細川家の「華」と「武」の世界―
- 「自然のおいしい味わい方」
- 「旅の巨人と呼ばれた民俗学者・宮本常一 ―熊本で見つけたモノ―
- パネル巡回展「潜水調査船がみた深海生物」

■定例展・共催展

○定例展

- ・第53回「肥後しゃくやく展」

○共催展

- ・第11回「地質の日」企画「身近に知る『くまもとの大地』
- ・くまもと工芸会館企画展「暮らしを支えた民藝展」（工芸会館にて展示）
- ・国立科学博物館・コラボミュージアム in くまもと
「生命のれきし ―君につながるものがたり―

- その他、常設展示の一部入替等を複数分野で行った。

■学校教育支援事業

この事業は、ゲストティーチャー派遣授業（お出かけ事業）と館内学習支援活動（お迎え事業）の2本柱から成る。

前者は、博物館が有する価値ある収蔵資料や学芸員の専門的な知識・技能を学校での学習指導（授業）に活用し、子どもたちの学習意欲や問題解決能力の向上に寄与することを目的としている。主に小学校の社会科や理科の授業に学芸員をゲストティーチャーとして派遣する事業で、平成26～27年度は、小学校2校をモデル校に指定して実践・検証を行った。その後、平成28年度（2学期）以降は派遣対象校を市内全域に広げ、要請に応じて「派遣授業」を行っている。

後者は、学校行事等での団体見学の際に、館内展示物の価値や魅力を伝えることを目的とした学習支援事業で、平成28年度は市内小中学校の教師（全8名）と各学芸員との協働による「館内学習支援活動」のプログラム原案（全50題材）作成に取り組んだ。平成29年度は館内学習プログラム原案に編集・校正を重ね、市内全小中学校にプログラム集を配布した。

リニューアルオープン後の平成30年度3学期（2019年1月）から、希望校を対象に学習支

援活動を開始した（継続中）。

令和元年度は、派遣授業が延べ9校（22単位時間）、館内学習は熊本市内外からの要請があり、全16校を対象に延べ24プログラムを実施した。

■塚原歴史民俗資料館

古文書・考古学の通年講座の他、拓本・土器修復などのバックヤード体験講座、子どもを対象とした勾玉づくりや巴形銅器のレプリカづくり、原始機を使った織物づくりなど、体験教室の充実を図っている。

また、平成28年度から連携中枢都市圏構想に伴う取組を開始し、塚原歴史民俗資料館で開講する講座のうち、圏域市町村と地域的に関連のあるものについては広く周知し、圏域内で相互に受講できるよう連携している。

令和元年度は、熊本市文化振興課との共催で「熊本市遺跡発掘速報展」を館内で開催し、全国でも3例目となる古墳時代埋葬馬の全身骨格は多くの来館者を魅了した。また、その会期中には関連講演会も2回行った。

(2) 青少年の健全育成

地域住民やNPOなどとの連携・協力により、中学生の地域交流や冒険遊び場（プレイパーク）の開催など、青少年の体験・交流活動の充実を図ります。

また、地域の核となって家庭教育を推進する人材の育成と活躍できる場の提供に取り組むとともに、関係機関・団体などとの連携により、家庭教育プログラムの充実を図ります。

さらに、児童が放課後等の居場所について、安全・安心に過ごすため児童育成クラブの充実を図るとともに、子どもの実情に応じた活動の場のあり方を検討します。

①家庭教育の推進

■家庭教育セミナーの実施

乳幼児や小・中学生の保護者を中心に、PTAや企業へも家庭教育についての学習機会を提供する「家庭教育セミナー」の実施を推進している。

家庭や親のあり方、子どもの心身の特性、しつけ、SNS問題への対応などをテーマとした講演会への講師派遣や、親としての気づきや振り返り、親同士の親睦の場としてワークショップなどの進行役を派遣している。

【令和元年度】 開催70件、参加者6,391人

■家庭教育地域リーダーの養成

家庭教育の支援や応援をするリーダーを育成する。家庭教育に関する講義やグループワーク、ファシリテーションの実践など、さまざまな分野で活躍する講師から必要なスキル・知識・ノウハウを学び、家庭教育セミナーのファシリテーター（進行役）として地域に生かしている。

平成30年度をもって新規の養成を休止し、過去の修了生を対象にステップアップ研修を実施。

②放課後児童対策の推進

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすための居場所を確保し、多様な体験・活動を行うことができるよう、児童育成クラブを整備するとともに、学びノート教室や放課後子どもスポーツ教室の放課後子ども教室との更なる連携を図ります。

■児童育成クラブ

児童福祉法に基づく「放課後児童健全育成事業」として、保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校の児童を対象に児童育成クラブを開設し、適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図っている。

市内の全校区で開設し、6,303人の児童が入会している。(令和元年度平均)

○児童育成クラブ開設状況

公営	80校区	80クラブ	入会児童数	5,672人	(令和元年度平均)
民営	12校区	15クラブ	入会児童数	631人	(〃)

○対象児童

保護者が就労又は病気等で昼間家庭にいない又はそれと同等(見守りができない)の状況にある家庭(その状況が継続して日曜日を除く週3日以上)の小学校1～3年生までの児童(障がいのある児童は6年生まで)

※民営はクラブ毎に異なる。一部の公営クラブでは6年生までの受け入れを実施している。

○開所日及び開所時間

平日：放課後から午後6時まで

土曜日及び長期休業期間：午前8時から午後6時まで

(日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は閉所)

※民営はクラブ毎に異なる。

○費用

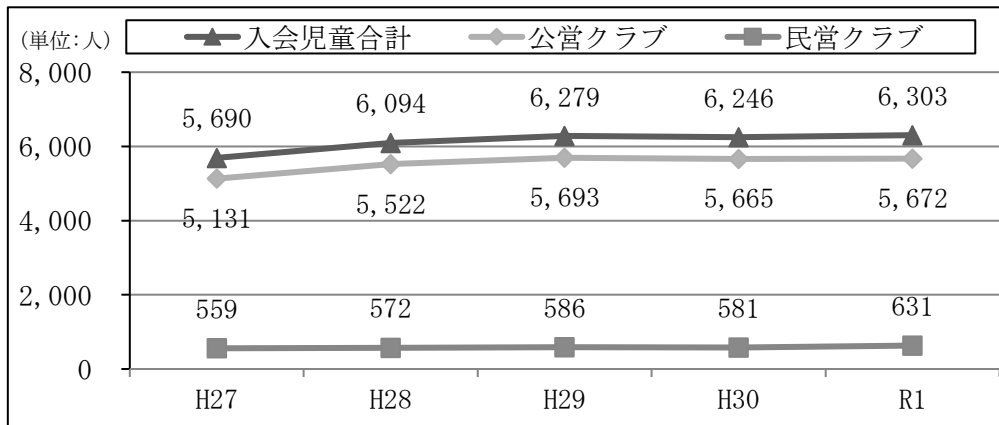
利用者負担金：月額4,300円

2人目以降は半額、生活保護・就学援助・里親世帯への減免制度あり。また、平成28年熊本地震で住家に半壊以上の被災をされた世帯へ平成28年度、29年度の減免を実施。

その他：おやつ代、スポーツ安全保険代等の実費

※民営はクラブ毎に異なる。

入会児童数の推移（年平均）



※項目毎の平均値であるため、合計値と必ずしも一致しない。

■児童育成クラブにおける新型コロナウイルス感染症への対応

○学校の臨時休業中における開設状況

3月2日から4月8日までの学校の臨時休業期間中は、就労支援の観点から児童育成クラブを開設し、平日の開設時間を8～18時に拡大した。

4月9日から5月31日までの学校の臨時休業期間中は、新型コロナウイルス感染防止対策に伴い児童育成クラブを閉設とした。

○児童育成クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策

- ①支援員は、自身の出勤時及び児童の登校時の健康観察等を徹底し、クラブの活動中も体調不良者の早期発見に努める。
- ②児童の席の間に可能な限り距離を確保する（概ね1～2m）。それが難しい場合は児童同士が対面とならないようにする。
- ③可能な限り常時換気（難しい場合には30分に1回以上）を実施するとともに、児童に温かい服装を心掛けるよう指導し、クラブ内での防寒目的の衣類の着用について、柔軟に対応する。
- ④施設に入るとき、トイレの後、おやつの前などこまめな手洗いを徹底する。
- ⑤多くの児童の触れる場所やおもちゃなどを適切に消毒するとともに、施設の清掃を徹底する。
- ⑥児童や支援員のマスク着用を徹底する。（おやつ、土曜等の昼食、外遊び時は対象外）
- ⑦手洗い場の石鹸や消毒液は切れないように補充をする。
- ⑧おやつの時間等の飲食の場面においては、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応をする。
- ⑨不要不急の外出を自粛する。